

事前了解の権限を含む原発の安全協定締結、安定ヨウ素剤の事前配布を求めて 

○事前了解の権限は必要だが、安全協定の締結は考えていない（岐阜県）

滋賀県や長浜市と、協定も含めて今後意見交換や議論をする（岐阜県・揖斐川町）

○安定ヨウ素剤について

揖斐川町：事前配布をしていきたい。学校等にも備蓄したい

岐阜県：約56万人分を県内わずか4か所で備蓄  
適切に配布したい。しかし配布場所・方法は決まっていない



8月10日、原発の安全協定締結と安定ヨウ素剤の事前配布を求めて、岐阜県庁で岐阜県とUPZの揖斐川町に申入れを行いました。岐阜県・揖斐川町は、敦賀原発と美浜原発のUPZ圏内ですが、安全協定を結んでいません。若狭の原発に共通する問題なので、今回の申入れとなりました。市民は、福井・京都・大阪・兵庫から6名、そして地元の岐阜からも参加されました。県と町からは4名が出席されました（岐阜県の原子力防災室の室長と係長、揖斐川町の総務課長と課長補佐）。午後2時～3時半まで、岐阜県庁の会議室での申入れ内容について紹介します。

岐阜県は、揖斐川町が敦賀原発・美浜原発のUPZに入り、さらに独自のシミュレーションで年100mSv以上の被ばくが予測される住民を含め約9万2千人を避難の対象と定めています（年20mSv以上を含めると約75万人）。このように原発の風下で、事故時には甚大な被害を受けるにも関わらず、安全協定さえ結んでいません。今回の申入れでは、東海第二原発の新協定を踏まえて、立地並みの協定を結ぶよう求めましたが、頑なにこれを拒否していました。



1時間半の申入れの中で、他府県の状況等も伝え、今後、隣県の滋賀県や長浜市と協定について情報交換をしていくことになりました。また、安定ヨウ素剤の事前配布については、UPZの揖斐川町は事前配布を進めていきたいと話されました。

今回の申入れが、これらの具体化の一步となり、再稼働について事前了解の権限を得て、住民の意見をくみ上げ、安全を守る方向に進むことを期待します。

## 事前了解の権限は必要だが、安全協定の締結は考えていない（岐阜県）

3月末に締結された東海第二原発の新安全協定では、初めてUPZ自治体にも事前了解の権限が認められました。これを受けて、私たちは関西の各自治体に事前了解の権限を求めるように申入れを行ってきました。滋賀県や京都府、鳥取県等は既に立地並みの協定を求めると表明しています。

ところが岐阜県は、敦賀原発と美浜原発のUPZに揖斐川町が入るにも関わらず、安全協定さえ結んでいません。若狭の原発のUPZ圏内・隣々接自治体で協定を結んでいないのは岐阜県と揖斐川町だけです。

なぜ、安全協定を締結しないのかを問うと、電力会社に要望して異常時・平常時の通報連絡はやってもらっている、定期的に意見交換を行っているので、それで十分だと答えます。また、立地並みの事前了解の権限は必要だが、国が法的にルールを定めるべきで、国に要望はしている、と県は答えました。しかし、国からの回答は何もなく、意見交換といっても、住民や県内自治体が傍聴できるものではなく、電力会社が県に提供している資料は国の審査会合等で公表されているようなものばかりです。

東海第二原発の新安全協定では、揖斐川町と同様の「隣々接」自治体である水戸市にも事前了解の権限が認められています。また、協定を結んでいない岐阜県の場合「立入調査」の権限もありません。すると県は、原子力災害対策特別措置法31条で立入調査が認められていると発言しましたが、具体的な説明は何もありませんでした。これは、福島原発事故のような大事故の場合に、法律の範囲内で大臣や都道府県知事等に立入を認めているものです。福井の参加者が紹介した事故隠し等には当てはまりません。もんじゅ事故の時に福井県が立入調査を行い、当時の動燃の事故隠しが明らかになったこと等を紹介し、安全協定なしに、どうやって住民の安全が守れるのですかと厳しく問いました。しかし県は、同様の内容を繰り返すのみでした。揖斐川町も「県と同じ立場です」と、県に右へならえでした。

日本原電から県に、東海第二原発の新協定等について報告はあったとのことですが、敦賀原発の協定について議論することはなかったそうです。近隣の他府県と安全協定について議論はしているのですかと問うと、県も町も、他の問題では情報交換や議論はしているが協定の問題では話はしていないとのことでした。隣の滋賀県・高島市・長浜市は事前了解の権限を求めて日本原電と話し合いを進めているので、ぜひ情報交換をしてほしいと強く要望しました。その結果、県は滋賀県と意見交換する、町は、原発だけでなくいろんな情報交換を長浜市とやっているの中で、その中で協定のことも取り上げていきたいと回答しました。



## 安定ヨウ素剤の事前配布を進めたい（揖斐川町）

岐阜県は、安定ヨウ素剤の服用基準を独自に25mSv/7日と定めているとのこと。IAEA基準の半分で厳しく設定しています。独自のシミュレーションを基に、7日間で25mSvの甲

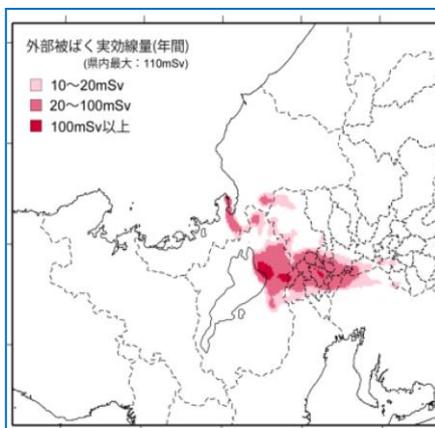
甲状腺被ばくが予想される地域と予備分（2割）を含めて、丸剤 56.4 万人分を備蓄。しかし、この大量の安定ヨウ素剤を、わずか 4 か所（西濃保健所、揖斐保健所、岐阜保健所、県庁近くの防災交流センター）で備蓄しており、「事故時には適切に配布していく」と語りましたが、現実味はありません。揖斐川町は 2 か所（久瀬診療所と揖斐川保健センター）でそれぞれ丸剤 21,000 丸と 24,000 丸、調合用のシロップ 15 本を備蓄しているとのこと。

56.4 万人分をわずか 4 か所で備蓄して、事故時にどのように住民に配布するのかを問うと、何も決まっていないとのこと。また、粉末をシロップで調合する話は出てきますが 3 才未満の乳幼児用の「ゼリー剤」の話が出てこないのを尋ねました。揖斐川町は「ゼリー剤はありません」とのこと。すると県は、揖斐保健所に 400 包（新生児用 100 包、乳幼児用 300 包）を保管していると話し始めました。これは U P Z 分＝揖斐川町の分ですが、町には渡しておらず、町の担当者は初めて聞いたという様子でした。ゼリー剤は町に渡すよう重ねて求めました。

また、規制庁のマニュアルでは、保育所や学校での備蓄を進めていることを紹介すると、県の担当者は「調合するので保健所で備蓄している」と理由にならない答えだけで、学校等で備蓄していない理由は答えません。ひたちなか市や米子市、30km 圏外では篠山市で事前配布が進んでいること、滋賀県では U P Z 圏内の保育所等で既に備蓄されていること等も紹介しました。

議論の中で町の担当者は、U P Z は山のところで、すぐ近くの川上集落には 30 名が暮らしており、まずはここから、そしてシミュレーションで厳しい結果が出ている町の住民に事前配布したい、学校・保育所等での備蓄も進めていきたいと話されました。私たちは、問診についても、3 歳児検診を利用するなど他県の例を紹介しました。

## 岐阜県のシミュレーション費用は約 3,400 万円 京都府予算の約 5 倍



岐阜県は、福島原発事故後の 2012 年に独自の放射性物質拡散予測(シミュレーション)を実施しています。兵庫県や滋賀県のシミュレーションと異なり、年 100mSv、年 20mSv の被ばく予測地域も出しています。京都府が今年度初めてシミュレーションを実施することもあり、いくつか尋ねました。

シミュレーション費用は約 3,400 万円とのこと、京都府予算 700 万円の約 5 倍です。実効線量（全身被ばく）の区分値で、年 100mSv は I A E A の包括的判断基準を採用し、さらに国の計画的避難区域の設定目安となった年 20mSv を採用したとのことでした。年 20mSv の地域人口は約 75 万人ですが、県の「広域避難方針」では、この範囲は、各市町が避難計画を策定する場合に県が広域調整等の支援を行うというだけです。

シミュレーションの作成前・作成中・作成後に住民への説明や意見を聞く機会を設定したかという質問については、作成後に県民に広く 4 か所で説明会を開いたとのことでした。県が主催で積極的に説明会をもったかのように見えたが、岐阜の参加者から、県民が要請してやっと県が主催したのは 1 回だけ、岐阜市民が市に働きかけて市主催が 2 回、笠松町が主催したものが 1 回で、それぞれ県が説明に出かけたという事実が指摘されました。また、揖斐川町では説明

会はなかったとのことでした。

岐阜県の場合、敦賀原発と美浜原発を防災対策の対象にしているのですが、両原発が同時に事故になった場合の予測も必要ではないかと問うと、今後検討していきたいとの回答でした。

## 避難計画の具体化なし

立派なシミュレーションを作成したにも関わらず、岐阜県の避難計画は具体化されていませんでした。実効性を問題にする以前の状況です。

県内には11基のモニタリングポストが設置されています。避難の基準が測定できるのかを問いました。10基は、避難の基準値  $500 \mu\text{Sv/h}$  や  $20 \mu\text{Sv/h}$  を測定できないものでした ( $10 \mu\text{Sv/h}$  までの低線量率しか測定できない)。これでは避難に役立ちません。

避難対象の9万2千人の避難所は、避難先の市町が決まっているだけで、具体的なマッチングはできていません。揖斐川町の場合は、町内の健康広場（原発から約60km）が避難所と決まっています。他方で、事故が拡大した場合には美濃市に避難すると県の計画には記載されていますが、美濃市のどこに避難するかは決まっていなかった。また、スクリーニング（避難退域時検査）場所についても決まっていなかった。町の場合も、避難所でスクリーニング・除染することになるのかと首をかしげながら話されていましたが、避難先に汚染を持ち込まないためには、避難所に行く前にスクリーニングすることになっていることも伝えました。

このように、避難計画は具体化されていません。美浜原発3号は2020年2月には再稼働すると関電は発表しており、敦賀原発2号も規制委員会の審査が再開されています。県の担当者は、今後、避難計画を具体化していきたいと話していました。

○避難計画を案ずる関西連絡会の質問・要望書（8月10日）

[http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/gifu\\_ibigawa\\_q\\_yobo180810.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/gifu_ibigawa_q_yobo180810.pdf)

○当日の資料

[http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/gifu\\_ibigawa\\_siryu180810.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/gifu_ibigawa_siryu180810.pdf)

○岐阜県の原子力防災関係資料 <https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/genshiryoku/>

2018年8月16日

避難計画を案ずる関西連絡会参加者一同

